

議案第17号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正)

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成31年4月11日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6号様式（表）を次のように改める。

教育課程編成報告書(中学校用)

(事務処理欄)

(あて先)横須賀市教育委員会		年 月 日	
横須賀市立		中学校長 <input type="checkbox"/>	
1 学校教育目標			
2 授業時数			
教科・領域等		1 年	
		2 年	
		3 年	
科	国 語		
	社 会		
	数 学		
	理 科		
	音 楽		
	美 術		
	保 健 体 育		
	技 術 家 庭		
	外 国 語		
	特別の教科道徳		
	選 択 教 科		
総合的な学習の時間			
特別活動 (学級活動)			
小 計			
特別活動 (生徒会活動・ 学校行事)			
独自の教育活動			
合 計			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成31年度から中学校は新学習指導要領の移行期間となり、道徳が教科化されることから、様式変更の必要があるため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抄)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(教育課程の編成)

第7条 校長は、新年度において実施する学校の教育課程を、施行規則第52条又は第74条に規定する基準により編成し、学年開始後、4月末までに教育課程編成報告書(小学校用)(第5号様式)又は教育課程編成報告書(中学校用)(第6号様式)により教育委員会に報告しなければならない。